

佐賀県公安委員会告示第二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第
 四条の三第二項及び第十二条の三の規定により、次のとおり医師の指定を行っ
 た。

平成二十四年十一月六日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

一 医師の氏名、勤務する医療機関の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	
植木 裕司	地方独立行政 法人佐賀県立 病院好生館	佐賀市水ヶ江 一丁目二番 九号	法第五条第一項第三号の政 令で定める病気（銃砲刀剣類 所持等取締法施行令（昭和三 十三年政令第三十三号。以下 「施行令」という。）第八条 第三号に定める病気を除 く。）にかかっている者並び に法第五条第一項第四号及 び第五号に掲げる者である かどうかを調査する必要が あると認める者
橋本喜次郎	独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療 センター	神埼郡吉野ヶ 里町三津一六 〇番地	施行令第八条第三号に定め る病気にかかっている者で あるかどうかを調査する必 要があると認める者
楯林 英晴	佐賀大学医学 部附属病院	佐賀市鍋島五 丁目一番一号	施行令第八条第三号に定め る病気にかかっている者で あるかどうかを調査する必 要があると認める者
橋本 学	独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療 センター	神埼郡吉野ヶ 里町三津一六 〇番地	介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）第五条の二に規 定する認知症である者であ るかどうかを調査する必要 があると認める者
門司 晃	佐賀大学医学 部附属病院	佐賀市鍋島五 丁目一番一号	同上

二 指定年月日

平成二十四年九月二十一日